

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>II 記載要領及び留意事項</p> <p>関税の加算税賦課決定通知書（内国消費税等の加算税賦課決定通知書兼用） (C-1045)</p> <p>関税の加算税賦課決定通知書の記載要領は、次による。</p> <p>(1)～(7) (省略)</p> <p>(8) 通知書の記の表の各欄の記載要領は、次による。</p> <p>イ及びロ (省略)</p> <p>ハ 「加算税の種類、率」欄の「過少・無申告加算税 <u>()</u>」の行に 対応する各欄（「加算税の計算の基礎となる本税額①」欄及び「加算 税の額④」欄）には、関税法第 12 条の 2 第 1 項に規定する過少申告 加算税又は同法第 12 条の 3 第 1 項若しくは<u>第 5 項</u>に規定する無申告 加算税のいずれかに対応する事項を記入する。この際、加算税の種類 により「加算税の種類、率」欄中、不要の文字を抹消するとともに、 括弧内に適用する税率を記載する。</p> <p>「加算税の種類、率」欄の「過少・無申告加算税（加算分）<u>()</u>」 の行に対応する各欄（「加算税の計算の基礎となる本税額②」欄及び 「加算税の額⑤」欄）には、関税法第 12 条の 2 第 2 項に規定する過 少申告加算税（加算分）又は同法第 12 条の 3 第 2 項<u>若しくは第 3 項</u> に規定する無申告加算税（加算分）に対応する事項を記入する。なお、 同法第 12 条の 3 第 2 項及び第 3 項の規定の適用がある場合は、加算</p>	<p>II 記載要領及び留意事項</p> <p>関税の加算税賦課決定通知書（内国消費税等の加算税賦課決定通知書兼用） (C-1045)</p> <p>関税の加算税賦課決定通知書の記載要領は、次による。</p> <p>(1)～(7) (同左)</p> <p>(8) 通知書の記の表の各欄の記載要領は、次による。</p> <p>イ及びロ (同左)</p> <p>ハ 「加算税の種類、率」欄の「過少・無申告加算税 <u>(%)</u>」の行 に対応する各欄（「加算税の計算の基礎となる本税額①」欄及び「加 算税の額④」欄）には、関税法第 12 条の 2 第 1 項《<u>過少申告加算税</u>》 に規定する過少申告加算税 <u>(通常分)</u> 又は同法第 12 条の 3 第 1 項若 しくは<u>第 4 項《無申告加算税》</u>に規定する無申告加算税 <u>(通常分等)</u> のいずれかに対応する事項を記入する。この際、加算税の種類により 「加算税の種類、率」欄中、不要の文字を抹消するとともに、括弧内 に適用する税率を記載する。</p> <p>「加算税の種類、率」欄の「過少・無申告加算税（加算分）<u>(5 %)</u>」 の行に対応する各欄（「加算税の計算の基礎となる本税額②」欄及び 「加算税の額⑤」欄）には、関税法第 12 条の 2 第 2 項に規定する過 少申告加算税（加算分）又は同法第 12 条の 3 第 2 項に規定する無申 告加算税（加算分）に対応する事項を記入する。なお、同項の適用が</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>税の率を「(5%+10%)」と記載する。また、同項の適用がない場合には、「②」及び「⑤」欄は一括して斜線で抹消する。</p> <p>「加算税の種類、率」欄の「重加算税 ()」の行に対応する各欄（「加算税の計算の基礎となる本税額③」欄及び「加算税の額⑥」欄）には、関税法第12条の4第1項若しくは第2項に規定する重加算税又は同条第3項に規定する重加算税（加算分）のいずれかに対応する事項を記入する。なお、同法第12条の4第1項及び第3項の規定の適用がある場合は、加算税の率を「(35%+10%)」と記載する。</p> <p>また、同項の適用がない場合には、「③」、「⑥」、「⑧」及び「⑩」欄を、過少申告加算税又は無申告加算税のいずれも適用がない場合には、「①」、「②」、「④」、「⑤」、「⑦」及び「⑨」欄を一括して抹消する。</p>	<p>ない場合には、「②」及び「⑤」欄は一括して斜線で抹消する。</p> <p>また、「加算税の種類、率」欄の「重加算税 ()」の行に対応する各欄（「加算税の計算の基礎となる本税額③」欄及び「加算税の額⑥」欄）には、関税法第12条の4《重加算税》に規定する重加算税に対応する事項を記入する。なお、同項の適用がない場合には、「③」、「⑥」、「⑧」及び「⑩」欄を、過少申告加算税（通常分）又は無申告加算税のいずれも適用がない場合には、「①」、「②」、「④」、「⑤」、「⑦」及び「⑨」欄を一括して抹消する。</p>
<p>ニ 「加算税の計算の基礎となる本税額（既確定本税額）」欄の各欄には、各加算税の計算の基礎となる本税額について、それぞれ関税法第12条の2第5項、第12条の3第7項又は第12条の4第4項の規定により端数計算を行った後の金額を記載する。</p>	<p>ニ 「加算税の計算の基礎となる本税額（既確定本税額）」欄の各欄には、各加算税の計算の基礎となる本税額について、それぞれ関税法第12条の2第5項、第12条の3第6項又は第12条の4第3項の規定により端数計算を行った後の金額を記載する。</p>
<p>なお、関税法第8条第3項の規定に基づく再賦課決定により加算税を減額する場合には、変更しようとする加算税の賦課決定において既に確定している加算税の計算の基礎となる本税額（既確定本税額）を「①」、「②」及び「③」欄下部の括弧内に併せて記載する。</p>	<p>なお、関税法第8条第3項の規定に基づく再賦課決定により加算税を減額する場合には、変更しようとする加算税の賦課決定において既に確定している加算税の計算の基礎となる本税額（既確定本税額）を「①」、「②」及び「③」欄下部の括弧内に併せて記載する。</p>
<p>ホ 「加算税の額」欄（「④」、「⑤」又は「⑥」欄）には、「①」、「②」</p>	<p>ホ 「加算税の額」欄（「④」、「⑤」又は「⑥」欄）には、「①」、「②」</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>又は「③」欄に記載した金額にそれぞれの加算税の率を乗じて得た金額を記載する。この場合において、各欄には、関税法第12条の2第5項、<u>第12条の3第7項</u>又は<u>第12条の4第4項</u>の規定による端数計算を行うことなくそのまま算出金額を記載する。</p> <p>「加算税の額④」欄中括弧（「<u>(①×</u>)」）内及び「加算税の額⑥」欄中括弧（「<u>③×</u>」）内の余白には、加算税の種類により、適用する税率を記載する。</p> <p>ヘ (省略)</p> <p>ト 「この通知により納付すべき（減少する）加算税の額」欄の「過少・無申告加算税 <u>()</u>」の行（「⑨」欄）には、「④」欄に記載した金額又は「④」及び「⑤」欄に記載した金額の合計額について関税法第12条の2第5項又は<u>第12条の3第7項</u>の規定により端数処理を行った後の金額と「⑦」欄に掲げた金額との差額を記載する。また、「この通知により納付すべき（減少する）加算税の額」欄の「重加算税 <u>()</u>」の行（「⑩」欄）には、「⑥」欄に記載した金額について<u>同法第12条の4第4項</u>の規定により端数処理を行った後の金額と「⑧」欄に掲げた金額との差額を記載する。この場合において、「④」欄に記載した金額若しくは「④」及び「⑤」欄に記載した金額の合計額又は「⑥」欄に記載した金額をそれぞれ上記のとおり端数処理を行った後の金額を、「⑦」又は「⑧」欄に記載した金額が上回る場合（この通知により加算税の額が減少する場合）には、差額の冠頭に△を付して記載</p>	<p>又は「③」欄に記載した金額にそれぞれの加算税の率を乗じて得た金額を記載する。この場合において、各欄には、関税法第12条の2第5項、<u>第12条の3第6項</u>又は<u>第12条の4第3項</u>の規定による端数計算を行うことなくそのまま算出金額を記載する。</p> <p>また、「加算税の額④」欄中括弧（「<u>(①× %)</u>」）内及び「加算税の額⑥」欄中括弧（「<u>③× %</u>」）内の余白には、加算税の種類により、適用する税率を記載する。</p> <p>ヘ (同左)</p> <p>ト 「この通知により納付すべき（減少する）加算税の額」欄の「過少・無申告加算税 <u>(%)</u>」の行（「⑨」欄）には、「④」欄に記載した金額又は「④」及び「⑤」欄に記載した金額の合計額について関税法第12条の2第5項又は<u>第12条の3第6項</u>の規定により端数処理を行った後の金額と「⑦」欄に掲げた金額との差額を記載する。また、「この通知により納付すべき（減少する）加算税の額」欄の「重加算税 <u>(%)</u>」の行（「⑩」欄）には、「⑥」欄に記載した金額について<u>同法第12条の4第3項</u>の規定により端数処理を行った後の金額と「⑧」欄に掲げた金額との差額を記載する。この場合において、「④」欄に記載した金額若しくは「④」及び「⑤」欄に記載した金額の合計額又は「⑥」欄に記載した金額をそれぞれ上記のとおり端数処理を行った後の金額を、「⑦」又は「⑧」欄に記載した金額が上回る場合（この通知により加算税の額が減少する場合）には、差額の冠頭に△を付</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
する。 チ (省略)	して記載する。 チ (同左)